

●香川県告示第290号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、香川県がん患者ニーズ調査を次のとおり実施する。

令和4年10月14日

香川県知事 池 田 豊 人

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

香川県がん患者ニーズ調査

(2) 目的

がん医療及びがん患者の療養生活に係る実態や意見等について調査を行い、がん対策を取り巻く状況やがん患者のニーズを把握するとともに、次期香川県がん対策推進計画の策定に向けた参考資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

県内全域

(2) 属性的範囲

香川大学医学部附属病院、香川県立中央病院、高松赤十字病院、香川労災病院、三豊総合病院及び四国こどもとおとなの医療センターにおいてがんと診断及び告知され、治療を開始している外来患者及び入院患者

3 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

がん医療に関する実態並びにがんに係る相談支援及び情報提供体制に関する意見並びにがん患者の療養生活時における身体的、精神的及び経済的な負担等の実態

(2) 基準となる期間

令和4年10月24日から令和5年1月23日まで

4 報告を求める者

(1) 数

800人（母集団の大きさ：約2,000人）

(2) 報告者の選定方法

2(2)の6医療機関における外来患者名簿及び入院患者名簿を母集団情報として用い、のうち800人を無作為抽出する。

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査手順

ア 県が県内6医療機関へ調査票を郵送により配布し、又は本調査の県担当者が直接持参する。

イ 医療機関の職員から調査対象者として選定された報告者（患者）へ配布する。

ウ 報告者は、調査票と一緒に手渡す封筒に記入済み調査票を封入し、医療機関へ提出する。

エ 医療機関は、取りまとめた調査票を郵送により県へ提出し、又は本調査の県担当者に直接提出する。

6 報告を求める期間

令和4年10月24日から令和5年1月23日まで